

## ⇩ 平成18年下期裁決事例を公表

**Q** : 国税不服審判所から、平成18年下期の裁決事例が公表されたそうですが、どのような内容だったのですか？

**A** : 次のようになっています。

### 【解説】

このたび、国税不服審判所から公表された裁決事例は、国税通則法関係が6件、所得税法関係が12件、法人税法関係が7件、相続税法関係が6件、消費税法関係が1件、印紙税法関係が1件、国税徴収法関係が2件で、主なものには、次のようなものがあります。

#### [国税通則法関係]

消費税等の確定申告書を法定申告期限（平成18年1月4日）の8日前である平成17年12月27日に宅配便業者の宅配便を利用して発送したところ、同宅配物が平成18年1月5日に到達したことにつき、「正当理由が認められる場合」に該当するとの請求人の主張を排斥した事例

所得税の確定申告において、源泉徴収義務者が過大に徴収した源泉所得税の額を算出所得税額から控除することはできないとした事例

#### [法人税法関係]

複数の借入金がある場合において、当該各借入金が貸付金の原資となっていると認められるときは、当該各借入金の利率を加重平均した利率をもって当該貸付金に係る通常の利率とすることに合理性があるとした事例

